

④ 脳梗塞の患者に対する血栓回収療法における 遠隔連携の評価

第1 基本的な考え方

脳梗塞の患者に対して血栓回収療法が実施される割合が医師少数区域において低いことを踏まえ、医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在する医療機関が専門的な施設と連携して血栓回収療法の適応判断を行った上で専門的な施設に搬送し当該療法を実施した場合について新たな評価を行うとともに、超急性期脳卒中加算について、要件を見直す。

第2 具体的な内容

1. 医師少数区域又は医療資源の少ない地域に所在する一次搬送施設が基幹施設との連携により、脳梗塞の患者に対する血栓回収療法の適応を判断した上で、必要に応じて患者を基幹施設に転院搬送し、基幹施設で血栓回収療法が実施された場合の評価を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【経皮的脳血栓回収術】 [算定要件] 注 <u>別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、当該保険医療機関との連携体制の確保により区分番号A205-2に掲げる超急性期脳卒中加算の届出を行っている他の保険医療機関の救急患者について、経皮的脳血栓回収術の適応判定について助言を行った上で、当該他の保険医療機関から搬送された当該患者に対して、経皮的脳血栓回収術を実施した場合は、脳血栓回収療法連携加算として、5,000点を所定点数に加算する。ただし、脳血栓回収療法連携加算を算定する場合は、区分番号A205-2に掲げる超急</u></p>	<p>【経皮的脳血栓回収術】 [算定要件] (新設)</p>

<p><u>性期脳卒中加算は算定できない。</u></p> <p>【手術通則】 [算定要件] 通則</p> <p>4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、（中略）K169-3、<u>K178-4（注に規定する加算を算定する場合に限る。）</u>、（中略）K910-2からK910-6まで並びにK916からK917-3までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 （中略）</p> <p>[施設基準] 第十二 手術 一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等 (1) （略） (2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、（中略）内視鏡下脳腫瘍摘出術、<u>経皮的脳血栓回収術（脳血栓回収療法連携加算を算定する場合に限る。）</u>、（中略）体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理料の施設基準 イ・ロ （略）</p>	<p>【手術通則】 [算定要件] 通則</p> <p>4 区分番号K007（注に規定する加算を算定する場合に限る。）、K014-2、（中略）K169-3、（中略）K910-2からK910-6まで並びにK916からK917-3までに掲げる手術等については、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において行われる場合に限り算定する。 （中略）</p> <p>[施設基準] 第十二 手術 一 医科点数表第二章第十部手術通則第4号に掲げる手術等の施設基準等 (1) （略） (2) 皮膚悪性腫瘍切除術（センチネルリンパ節加算を算定する場合に限る。）、（中略）内視鏡下脳腫瘍摘出術、（中略）体外受精・顕微授精管理料、受精卵・胚培養管理料及び胚凍結保存管理料の施設基準 イ・ロ （略）</p>
---	---

2. 基幹施設との連携により超急性期脳卒中加算の届出を行う場合において、基幹施設に助言を求めた上で血栓回収療法の適応の判断を行うことを要件に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【超急性期脳卒中加算】 [施設基準]</p> <p>第3 超急性期脳卒中加算</p> <p>1 超急性期脳卒中加算に関する施設基準</p> <p>(1) 次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次のいずれも満たしていること。 (イ)～(ハ)</p> <p><u>(ニ) 関係学会の定める指針に基づき、連携する超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている他の保険医療機関との間で、脳梗塞患者に対する経皮的脳血栓回収術の適応の可否の判断における連携について協議し、手順書を整備した上で、対象となる患者について当該他の保険医療機関から助言を受けていること。</u></p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p><u>(6) 令和6年3月31日時点で超急性期脳卒中加算に係る届出を行っている保険医療機関については、令和7年5月31日までの間に限り、1の(1)のイの(ニ)の基準を満たしているものとみなす。</u></p>	<p>【超急性期脳卒中加算】 [施設基準]</p> <p>第3 超急性期脳卒中加算</p> <p>1 超急性期脳卒中加算に関する施設基準</p> <p>(1) 次のいずれかを満たしていること。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 次のいずれも満たしていること。 (イ)～(ハ)</p> <p>(新設)</p> <p>(2)～(5) (略)</p>